

二 平成二十八年度から平成三十年度までの各年度における当該保険者に係る特定健診の受診者の全てについて、当該

二 令和元年度における当該保険者に係る 特定健康診査の対象者の数

該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数（次号及び第三号において「補正前特定保健指導実施率」といふ）

から五月までの間にある者の数を控除した数

年度の三月に当該保険者に係る特定健康診査を受診している場合
該診査実施率と平成三十年度における当該保険者に係る特定健
康診査の対象者の数で除して得た数

とのいすれか大きい数
一 前二号に掲げる場合以外の場合 補正
前特定健康診査実施率とイに掲げる数を
口に掲げる数で除して得た数をハに掲げ
る数で除して得た数(当該数が一を上回
るときは、一)とのいすれか大きい数
イ 令和元年度における当該保険者に係
る年金支給額の算定に当たる場合

三 一から平成二十八年度から平成三十年度までの各年度における該保険者に係る特定健康診査の受診者の数に占める当該年度の三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数の割合を平均した数を控除した数

三十年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とのいづれか大きい数

三 前二号に掲げる場合以外の場合 準正

三 一から平成三十年度における当該保険
旨による特定保建指導が終了した場合に

令和二年度の確定後期高齢者支援

令和二年度の確定後期高齢者支援金に係

口 今和二年正月

2
令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定保健指導の実施率は、第四十条の二第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定保健指導の実施率は、第四十条の二第三項の規定にかかわらず、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を第三号に掲げる数で除して得た数とする。

ハ 今後10年間にわたり、特定保健指導を行ふ
る特定保健指導の対象者の数
一から平成三十年度における当該保
険者に係る特定保健指導が終了した考
その他のこれに準ずる者の数に占めるこ
れらの者のうち同年度における当該保

一項第二号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定保健指導の対象者の数が零である場合、令和元年度における当該保険者

項目第二号の表の上欄に掲げる保険者に関する特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数からこれらの者のうち司

陰者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年三月から五月までの間にある者の数の割合を控除した数

に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当

年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和二年三月

この省令は、公布の日から施行する
附 則

附
則